

1965年9月30日(第8回目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時55分~午後4時36分)

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	天 久 豊	太郎	2番	比 比 定	信
3番	天 久 盛	雄	4番	安 次	康
6番	仲 村 春	果	7番	稻 増	明
8番	石 田 美	正	9番	安 里	繁
10番	又 吉 正	弘	11番	石 川 住	得
12番	大 田 盛	昌	13番	伊 審 真	行
15番	宮 城 貞	寿	16番	里 仲	助
17番	佐 佐 貞	寿	18番	中 伸	光
19番	武 島 行	男	20番	村	
2番	吉 波 清	次郎			

3. 不応招議員は次のとおりである。

5番 石 川 真 六 12番 仲 村 喜 水

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により、本議題のため出席したものは次のとおりである。

市長 島 全 一 財務 森 川 正 義
水道課長 國 吉 真 重

7. 事務局職員の出席は次のとおりである。

事務局長 宮城 光雄 書記 島袋 真由

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 諸室費23号、1966年度官邸賃才入才出予算について

1965年9月30日(第8回目)

1. 開講並びに散会時刻(午前10時55分~午後4時36分)

2. 応招講員は次のとおりである。

1番	天	久	豪太郎	2番	比	嘉	亮
3番	天	久	盛 雄	4番	安	富	信
6番	仲	村	春 果	7番	裕	嶺	康
8番	石	田	英 正	9番	安	里 川	明
10番	又	吉	正 弘	11番	石	佐	繁
12番	大	川	昇 昌	13番	伊	里 中	得
15番	宮	城	盛 貞	16番	宮	里 伸	行
17番	伊	佐	寿 男	18番		村	助
19番	武	島	行 男	20番			光
21番	古	波	藏 清次郎				

3. 不応招講員は次のとおりである。

5番 石川真大 14番 仲村喜永

4. 出席講員は応招講員と同じである。

5. 欠席講員は不応招講員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により、講事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長 島袋全一 助役 松川正義
水道課長 国吉真義

7. 事務局職員の出席は次のとおりである。

事務局長 宮城光雄 書記 島袋真由

8. 講事日程は次のとおりである。

日程第1. 議案第23号、1966年度官野湾市才入才出予算について。

- 日程第 2. 議案第 35 号, 1966 年度官野済市土水道
特別会計才入才出予算について
日程第 3. 議案第 34 号, 市債を起すことについて
日程第 4. 議案第 31 号, 官野済市育英会業務承認について
日程第 5. 陳情第 14 号, アスファルト道路は竣工事方
陳情について
日程第 6. 請求第 33 号, 監査委員の選任について
日程第 7. 議案第 36 号, 監査委員の選任について
日程第 8. 決議案第 5 号, 老令年金制度早期制定に関する要請決議について
日程第 9. 決議案第 6 号, 1 号線沿高圧線移築方要請決議について
日程第 10. 米國工兵隊用貸事務所設立説教決議について

日程第2. 議案第35号, 1966年度宜野湾市上水道
特別会計才入才出予算について。

日程第3. 議案第34号, 市債を起すことについて。

日程第4. 議案第31号, 宜野湾市育英会業務承認について。

日程第5. 陳情第14号, アスファルト道路ほ装工車方
陳情について。

日程第6. 議案第33号, 監査委員の選任について。

日程第7. 議案第36号, 監査委員の選任について。

日程第8. 決議案第5号, ~~老~~令年金制度早期制定に関する要請決議について。

日程第9. 決議案第6号, 1号線沿高压線移築方要請決議について。

日程第10. 米国工兵隊用貸事務所設立誘致決議について

議長～出席議員 11名であります。市町村自治法第 53 条の規定により、議会は成立いたしますので、異只今より本日（第 8 日目）の会議を開きます。

（午前 10 時 55 分）

議長～暫休憩いたします。（午前 10 時 56 分）

議長～再開いたします。（午前 10 時 57 分）

議長～日程第 1、議案第 23 号、1966 年度官野渕市才入才出予算についてを審議といえます。本案につきましては質疑の段階において継続審議になつておりましたので質疑を願います。

議長～暫休憩いたします。（午前 10 時 58 分）

議長～再開いたします。（午前 10 時 49 分）

議長～1966 年度官野渕市才入才出予算については、大体質疑もつきたようありますので、質疑を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

議長～本案に対する討論を求めます。

議長～御意見がなければ、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議長～では議案第 23 号、1966 年度官野渕市才入才出予算についてを、採決に付します。

議長～出席議員 11名であります。市町村自治法第 53 条の規定により、議会は成立いたしますので、只今より本日（第 8 日目）の会議を開きます。
(午前 10 時 55 分)

議長～暫休憩いたします。（午前 10 時 56 分）

議長～再開いたします。（午前 10 時 57 分）

議長～日程第 1、議案第 23 号、1966 年度宜野湾市才入才出予算についてを議題といたします。本案につきましては質疑の段階において継続審議になつておりましたので質疑を願います。

議長～暫休憩いたします。（午前 10 時 58 分）

議長～再開いたします。（午前 10 時 40 分）

議長～1966 年度宜野湾市才入才出予算については、大体質疑もつきたようありますので、質疑を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

議長～本案に対する討論を求めます。

議長～御意見がなければ、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議長～では議案第 23 号、1966 年度宜野湾市才入才出予算についてを、表決に付します。

議 長～原案に賛成の方举手願います。賛成者は立派な手を挙げます。
全員賛成でありますので、本案は全会一致でもつて、
原案通り可決決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。（午前11時44分）

議 長～再開いたします。（午前11時45分）

議 長～午前の日程はこれをもつて終ることにいたします。午
後は2時より会議を再開いたします。

議 長～暫休憩いたします。（午前11時46分）

議 長～定数に達しておりますので、これより午後の会議を開
きます。（午後2時20分）

議 長～日程の順に従いまして、議案第34号と議案第35
号を一括審査といたします。
一應審査局長をして朗読を申します。ついでに、六部
会議につきお尋ねをさせていただきます。次に審査をいたしま
す。

議 長～暫休憩いたします。（午後2時21分）

議 長～再開いたします。（午後2時26分）

議 長～10議員の出席を報告します。

議 長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

議 長～暫休憩いたします。（午後2時27分）

議 長～再開いたします。（午後2時28分）

助 助～議案第34号、35号は相関連する内容でございます
が、一應提案の趣旨内容を御説明申しあげます。34
号の市債を起すことについてでございますが、御承知
のように、水道事業者全市給水というふうなき道に乗り
つつございとして、特にこの地帶によつては急激に需

議 長～原案に賛成の方挙手願います。
全員賛成でありますので、本案は全会一致でもつて、
原案通り可決決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時44分)

議 長～再開いたします。(午前11時45分)

議 長～午前の日程はこれをもつて終ることにいたします。午後は2時より会議を再開いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時46分)

議 長～定数に達しておりますので、これより午後の会議を開きます。(午後2時20分)

議 長～日程の順に従いまして、議案第34号、と議案第35号を一括議題といたします。
一応車務局長をして朗読せしめます。

議 長～暫休憩いたします。(午後2時21分)

議 長～再開いたします。(午後2時26分)

議 長～10議員の出席を報告します。

議 長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

議 長～暫休憩いたします。(午後2時27分)

議 長～再開いたします。(午後2時28分)

助 役～議案第34号、35号は相関連する内容でございますが、一応提案の趣旨内容を御説明申しあげます。34号の市債を起すことについてでございますが、御承知のように、水道事業も全市給水というふうなき道に乗りつつございまして、特にこの地域によつては急激に需

要家が多くなつておると、いわゆる需要者が多くなつておると、いふうな所もござります。又その結果に見合うような本市の水道事業の施設、いわゆるいくらでも需要家があれば、それだけ、今度は水を送つて上げなければいけない訳であります。そういうふうな送水の施設の關係もございまして、今回特にこの大山地盤の方のその排水施設の改築、いわゆる事業変更でございます。をはかつて完全なこの水道事業のおんてん又水道事業から与える市民に対する利便をはかつて上げたいと、その内容は現在大山地盤のご送水管の場合に、50ミリの管で受けまして、そして水を送つてある訳であります。しかし当時の給水人口、給水栓数からいたしまして、現在は賃住宅或はこの他の、この需要家が伸びたという状況で、それだけの管で送つては間に合わない、是非管を大きくして送る態勢を整備しなければいかないというふうな状況になつております。それから同地域は現在、災害態勢、いわゆる消防栓とか、そういうふうな付帯施設がございません又現在施設はあっても、結局水の絶対量というものが、不足がちでござりますので、実際のその施設の活用が出来ないというふうなことが、現状でございますので同地域の施設改善をはかりたいと、そのための事業を行つたための費用に当てるために市債を起すというのを34号議案になつております。起債の方法及び償還について、お手もとに差し上げましてある議案の所でございまして、借入れは当然これは国金の公営企業に対する融資対象にななりますので、低利の長期の融資を受けたいというふうな計画でございます。それから35号議案でございますが、この方はいわゆる収入をすべて、企業債として起債をしたいと、今回の追加更正財源が市債でもつて追加更正の支出の財源に当てるというふうな才入の状況になつております。

才出においては、今申し上げましたように、同地域の工事關係の費用を追加してございます。専細部については又御質疑に答えることにいたしまして、ヨツよろしく御審議をお願いいたします。

議長～暫休憩いたします。(午後2時15分)

要家が多くなつておると、いわゆる需要者が多くなつておると、いふうな所もございます。又その需要に見合うような本市の水道事業の施設、いわゆるいくらでも需要家があれば、それだけ、今度は水を送つて上げなければいけない訳であります。そういうふうな送水の施設の関係もございまして、今回特にこの大山地域の方のその排水施設の改築、いわゆる事業変更でございます。をはかつて完全なこの水道事業のおんてんタ水道事業から与える市民に対する利便をはかつて上げたいと、その内容は現在大山地域のこの送水管の場合は、50ミリの管で受けまして、そして水を送つておる訳であります。しかし当時の給水人口、給水栓数からいたしまして、現在は賃住宅或はその他の、この需要家が伸びたという状況で、それだけの管で送つては間に合わないと、是非管を大きくして送る態勢を整備しなければいかないというふうな状態になつております。それから同地域は現在、災害態勢、いわゆる消火栓とか、そういうふうな付帯施設がございません又現在施設はあつても、結局水の絶対量というのが、不足がちでございますので、実際のその施設の活用が出来ないというふうなことが、現状でございますので同地域の施設改善をはかりたいと、そのための事業を行うための費用に当てるために市債を起すというのが34号議案になつております。起債の方法及び償還については、お手もとに差し上げましてある議案の所でございまして、借入れは当然これは開金の公営企業に対する融資対象になりますので、低利の長期の融資を受けたいというふうな計画でございます。それから35号議案でございますが、この方はいわゆる収入をすべて、企業債として起債をしたいと、今回の追加更正財源が市債でもつて追加更正の支出の財源に当てるというふうな才入の状況になつております。

才出においては、今申し上げましたように、同地域の工事関係の費用を追加してございます。尚細部については又御質疑にお答えすることにいたしまして、1つよろしく御審議をお願いいたします。

議長～暫休憩いたします。(午後2時33分)

議長～再開いたします。（午後2時41分）

議長～本家に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩いたします。（午後2時42分）

議長～再開いたします。（午後3時10分）

議長～議案第35号、1966年度官野湾市上水道特別会計才入才出追加更正予算については質疑、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

議長～では議案第35号、1966年度官野湾市上水道特別会計才入才出追加更正予算についてを、表決に付します。

原案に御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がございませんので、本案は原案通り可決決定いたします。

議長～日程第3、議案第34号、市債を出すことについては質疑討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

議長～では議案第34号、市債を出すことについてを表決に付します。

原案に御異議ございませんか。

議 長～再開いたします。(午後2時41分)

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩いたします。(午後2時42分)

議 長～再開いたします。(午後3時10分)

議 長～議案第35号、1966年度宜野湾市上水道特別会計才入才出追加更正予算について質疑、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

議 長～では議案第35号、1966年度宜野湾市上水道特別会計才入才出追加更正予算についてを、表決に付します。

原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、本案は原案通り可決決定いたします。

議 長～日程第3、議案第34号、市債を起すことについては質疑討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

議 長～では議案第34号、市債を起すことについてを表決に付します。

原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないようありますので、本案は原案通り可決決定いたします。

議長～日程第4、議案第31号、官野済市育英会業務承認についてを議題といたします。

議長～暫休憩いたします。(午後3時12分)

議長～再開いたします。(午後3時13分)

議長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

助役～御説明申し上げます。この方は在官野済市育英会条例というのがございまして、他市町村とは少しおもむきを変えた育英会制度を本市は採用しております。と申し上げるのは、市 자체でいわゆる条例を設定いたしまして、いわゆる市が中心になつての育英会であると、そういうふうな意味から同条例で育英会からの市長に対するその年度年度の報告並びに承認を求める手続があつた場合には、一応は当該市町村長は、議会の方の承認を得て、許可を与える或は昇給をするというふうなことになつております。それで66年度につけても、65年の結果それから66年度の育英会の事業計画が、提出されておりますので、一応皆様方の御承認を得たいというふうに提案してございます。専細部については御質疑にお答えすることにいたします。よろしく御審議をお願いいたします。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩いたします。(午後3時15分)

議長～再開いたします。(午後3時16分)

議長～本案につきましては、質疑討論を省略したいと思いま

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないようありますので、本案は原案通り可決決定いたします。

議長～日程第4、議案第31号、宜野湾市育英会業務承認についてを議題といたします。

議長～暫休憩いたします。(午後3時12分)

議長～再開いたします。(午後3時13分)

議長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

助役～御説明申し上げます。この方は現在宜野湾市育英会条例というものがございまして、他市町村とは少しおもむきを変えた育英会制度を本市は採用しております。と申し上げますのは、市自体でいわゆる条例を設定いたしまして、いわゆる市が中心になつての育英会であると、そういうふうな意味から同条例で育英会からの市長に対するその年度年度の報告並びに承認を求める手続があつた場合には、一応は当該市町村長は、議会の方の承認を得て、許可を与える或は昇給をするというふうなことになつております。それで66年度についても、65年の結果それから66年度の育英会の事業計画が、提出されておりますので、一応皆様方の御承認を得たいというふうに提案してございます。尚細部については御質疑にお答えすることにいたします。よろしく御審議をお願いいたします。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩いたします。(午後3時15分)

議長～再開いたします。(午後3時16分)

議長～本案につきましては、質疑討論を省略したいと思いま

すが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ) (午後2時55分) 本件は原案通り可決決定するにいたしました。

議長～御異議がございませんので、左様決定いたします。
（異議なしと呼ぶ）

議長～では議案第31号、宜野湾市青年会美術承認についてを表決に付します。

原案に御異議ございませんか。（異議なしと呼ぶ）

(異議なしと呼ぶ) (午後2時58分)

議長～御異議がございませんので、本件は原案通り可決決定することにいたしました。

（異議なしと呼ぶ）

議長～次は日程の順に従いまして、陳情第14号、アヌラト・アルト音楽狂想曲方陳情についてを審議をいたします。
一括審議局長をして朗読せしめます。お手数をおかけするが、どうぞよろしくお聞きください。

議長～暫休憩いたしました。（午後2時59分）おまかう間、質問する所見は残りござりますが、本件を了結する手

議長～再開いたしました。（午後3時30分）本件は、審査の方法を記載する所見を残りござりますが、了結する手

議長～本件は質疑の段階において、審査委員会に付託したい
と思いますが、御異議ございませんか。審査の方法を記載する所見を残りござりますが、了結する手

(異議なしと呼ぶ) うちに了結する所見を記載する手

議長～御異議がございませんので、本件は審査委員会に付託することに決定いたしました。尚審査の方法といいます
と申しますは、休会中も審査して次の定期会までに報告していただきます。

議長～次は議案第33号、36号を一括して審議をいたします。

議長～暫休憩いたしました。（午後3時31分）

すが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

議長～では議案第31号、宜野湾市育英会業務承認についてを表決に付します。
原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、本案は原案通り可決決定することにいたします。

議長～次は日程の順に従いまして、陳情第14号、アスファルト道路工事方陳情についてを議題といたします。
一応車務局長をして朗読せしめます。

議長～暫休憩いたします。(午後3時25分)

議長～再開いたします。(午後3時30分)

議長～本案は質疑の段階において、経工委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、本案は経工委員会に付託することに決定いたします。尚審査の方法といたしましては、休会中も審査して次の定例会までに報告していただきます。

議長～次は議案第33号、36号を一括して議題といたします。

議長～暫休憩いたします。(午後3時31分)

議長～吾聞いたします。(午後3時34分)

議長～議案第33号、監査委員の選任同意についてを議題といたします。

一應車務局長をして朗読せしめます。(了)

議長～本案に対する質疑を求めます。本案は監査委員の選任

16番～質疑討論省略の動議を提出いたします。

(賛成と呼ぶものあり)

議長～只今16番議員より質疑討論省略の動議が提出され、所定の賛成者がございましたので、動議は成立しております。

お詫びいたします。動議の通り質疑討論を省略することに御異議ございませんか。(了)

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、動議のとおり質疑討論を省略することにいたします。(了)

議長～では議案第33号、監査委員の選任についてを表決に付します。本案は監査委員の選任について原案通り同意することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、本案は原案通り同意することに決定いたします。(了)

議長～議案第36号、監査委員選任同意についてを議題といたします。本案は監査委員の選任について

議長～本案についても質疑討論を省略したいと想いますが、御異議ございませんか。(了)

議長～再開いたします。(午後3時34分)

議長～議案第33号、監査委員の選任同意についてを議題といたします。

一応事務局長をして朗読せしめます。

議長～本案に対する質疑を求めます。

16番～質疑討論省略の動議を提出いたします。

(賛成と呼ぶものあり)

議長～只今16番議員より質疑討論省略の動議が提出され、所定の賛成者がございましたので、動議は成立しております。

お詫びいたします。動議の通り質疑討論を省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、動議の通り質疑討論を省略することにいたします。

議長～では議案第33号、監査委員の選任についてを表決に付します。

原案通り同意することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、本案は原案通り同意することに決定いたします。

議長～議案第36号、監査委員選任同意についてを議題といたします。

議長～本案についても質疑討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

(嘉譲をじと呼ぶ)

議 長～御嘉譲がございませんので、左様決定いたします。

議 長～では議案第 36 号、監査委員の選任についてを表決に付します。

原業通り同意することに御嘉譲ございませんか。

(嘉譲をじと呼ぶ) を起す

議 長～御嘉譲がございませんので、本案は原業道^ト同意することに決定いたします。

議 長～我々決議案第 9 号、老舗年金制度早期制定に関する要請決議について及び決議案第 6 号、1 号懸念払高圧線移築方要請決議について並びに決議案第 7 号、米国工兵隊庁舎設立請致決議についてを一括上程いたします。3 案件について、一店事務局長をして朗読せしめます。

議 長～暫休憩いたします。（午後 3 時 48 分）

議 長～再開いたします。（午後 3 時 50 分）

議 長～決議案第 7 号の提案者の趣旨説明を求めます。

9 番～決議案第 7 号の内容について具体的に私が現在まで知り得た資料を皆様に御説明申し上げ、更に皆様がこの事務体について、御質問の点があれば、知っている範囲内で御説明申し上げたいと思っております。その決議案方要請についての文書の中には、この事業体は新しい企画による所の新企業であつて、今までこういうような事業がなかつたのでありますが、今回この文章にあるように米国工兵隊のあらわな方法によつて、出来~~ア~~を實現であります。これは今まで宣用地を接取して施設をやつしていくもの、今度民間の企業者によつて施設をさせ、そこでいわゆる賃貸住宅式でもつて、事業所とか、その施設を借ると、そして事業所の方は大体目的

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

議長～では議案第36号、監査委員の選任についてを表決に付します。

原案通り同意することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、本案は原案通り同意することに決定いたします。

議長～次は決議案第5号、令年金制度早期制定に関する要請決議について及び決議案第6号、1号線沿辺高圧線移築方要請決議について並びに決議案第7号、米国工兵隊庁舎設立誘致決議についてを一括上程いたします3案件について、一応事務局長をして朗読せしめます

議長～暫休憩いたします。(午後3時48分)

議長～再開いたします。(午後3時50分)

議長～決議案第7号の提案者の趣旨説明を求めます。

9番～決議案第7号の内容について具体的に私が現在まで知り得た資料を皆様に御説明申し上げ、更に皆様がこの事業体について、御質疑の点があれば、知っている範囲内で御説明申し上げないと思っております。その決議方要請についての文章の中には、この事業体は新しい企画による所の新企業であつて、今までこういうような事業がなかつたのでありますが、今回この文章にあるように米国工兵隊のあらたな方法によつて、出来来た事業であります。これは今まで軍用地を接収して軍施設をやつていたもの、今度民間の企業者によつて施設をさせ、そこをいわゆれば貸住宅式などもつて、事務所とか、その施設を借ると、そして事業所の方は大体目的

は某物の貯蔵倉と、その貯蔵倉に対する所の債務といふふうになつております。事業体は合資会社としまして、今現在登記中でありますが、株式会社という事業名をもつて、300,000 \$で、更にこれも合資会社の代表者が小橋川シズといふふうになつておりますが、施設工費については大体1,500,000 \$位の施設を要する工兵隊用の倉庫であります。それから、すぐ文章の中からピックアップして申し上げますと、相当の税収入増加が予想されるといふふうになつておりますが、大体会社として計画した計画書の中から一応税関係のものをメモしてあります。これが、年間の合資会社の法人税として、これは政府税でありますが、60,00 \$。それから地方税として、市民税が9,000 \$、事業税が6,000 \$、固定資産税が、8,000 \$、不動産取得税が10,000 \$と両方に当初のこの年間の税金が大体20,000 \$を越すような金額の計画になつております。更にこういうような税収入が予想されますが、これは幸運でも企業でありますので、何とか企業者の方々で仕事を進めて行つたのであります。但し、広大な敷地を要するものであるし、又更に地域民の協力がなければ出来ないという面から、土地の契約關係或は折衝關係で、ほとんど8割程度までは交渉はスムースに行つておる訳ですが、後ちょっと引つかかりがありまして、どうしても市民の市当局並びに議員の名において御協力をもらわなければ、ちょっと解決が、むつかしいんじやないかという問題が出ておりますので、あらためて皆様の御協力を得るために決議要請したのであります。以上簡単ではあります。この要請決議方の文章についての内容の説明を申し上げましたが、後は皆様の御質疑にお答えしたいとこう思つております。

議長へ本題に対する質疑を求めます。

15番簡單でよろしいですが、要するにこれは質問になる訳です。

9番～その登記の会社の定款といいますか、定款の事業の項目の中には、某物の貯蔵倉並びにこれに付随する付帯

は建物の賃貸借と、その賃貸借に対する所の事務というふうになつております。事業体は合資会社としまして、今現在登記中であります。株式会社という事業名をもつて、300,000 \$で、更にこれも合資会社の代表者が小橋川シズというふうになつておりますが、総工費については大体 1,500,000 \$位の施設を要する工兵隊用の貸庁舎であります。それから、すぐ文章の中からピックアップして申し上げますと、相当の税収入増加が予想されるというふうになつておりますが、大体会社として計画した計画書の中から一応税関係のものをメモしておりますが、これが、年間の合資会社の法人税として、これは政府税でありますが、60,00 \$それから地方税として、市民税が 9,000 \$、事業税が 6,000 \$、固定資産税が、8,000 \$、不動産取得税が 10,000 \$と両方に当初のこの年間の税金が大体 30,000 \$を越したような金額の計画になつております。更にこういうような税収入が予想されますが、これはあくまでも企業でありますので、何とか企業者の方々で仕事を進めて行つたのでありますが、広大な敷地を要するものであるし、又更に地域民の協力がなければ出来ないという面から、土地の契約関係或は折衝関係で、ほとんど 8割程度までは交渉はスムースに行つておる訳ですが、後ちょっと引っかかりがありまして、どうしても市民の市当局並びに議会の名において御協力をもらわなければ、ちょっと解決が、むつかしいんじやないかという問題が出ておりますので、あらためて皆様の御協力を得るために決議要請したのであります以上簡単ではありますが、この要請決議方の文章についての内容の説明を申し上げましたが、後は皆様の御質疑にお答えしたいとこう思つております。

議長～本案に対する質疑を求めます。

15番簡単でよろしいですが、要するにこれは貸屋業になる訳ですか。

9番～その登記の会社の定款といいますか、定款の事業の目的の中には、建物の賃貸借並びにこれに付随する付帯

する業務というふうになつてあります。主体は、その
施設を貸すというようなことです。それからこれが日本語ではんやくした場合に本国工兵隊といふふうになつておりますが、そくにいつておるリストリックタ、エンジニアの名称でありますので、ほんやくした場合には、そういうふうに率るさらしいんですが、隊長はやはり軍關係であるそうですが、全部従業員は軍屬が主体になつて、アメリカ人等、それからフイリップピン人なんかが、軍屬が主となつてゐるようあります。

（議長）暫休憩いたします。（午後3時58分）

（議長）暫休憩いたしました。この間、本会議場にて

（議長）再開いたしました。（午後4時9分）

（議長）本会議場にて開かれております。

（議長）決議案第5号、**光令年金制度早期制定に關する要請**

（議長）について、質疑討論を省略したいと願ひますが、御異議ございませんか。

（議長）（異議なしと呼ぶ）

（議長）御異議がございませんので、左様決定いたします。

（議長）（異議なしと呼ぶ）

（議長）では決議案第5号、**光令年金制度早期制定方針請消議**

（議長）についてを表決に付します。

（議長）原案通り要請することに御異議ございませんか。

（議長）（異議なしと呼ぶ）

（議長）御異議がございませんので、本案は原案通り可決決定いたします。

（議長）決議案第6号、**1号線道路沿高圧線移設方要請**決議に

（議長）については、質疑討論を省略したいと思ひますが、御異

（議長）（異議なしと呼ぶ）

する業務というふうになつております。主体は、その施設を貸すというようなことです。それからこれは日本語でほんやくした場合に米国工兵隊といふうになつておりますが、ぞくにいつておるリストリック、エンジニアの名称でありますので、ほんやくした場合には、そういうふうになるならしいんですが、隊長はやはり軍関係であるそうですが、全部従業員は軍属が主体になつて、アメリカ人や、それからフィリッピン人なんさが、軍属が主となつているようあります。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時58分)

議 長～再開いたします。(午後4時9分)

議 長～決議案第5号、ろ令年金制度早期制定に関する要請決議について、質疑討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

議 長～では決議案第5号、ろ令年金制度早期制定方要請決議についてを表決に付します。
原案通り要請することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、本案は原案通り可決決定いたします。

議 長～決議案第6号、1号線道路沿高压線移築方要請決議については、質疑討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

議長～では決議案第6号、1号線道路沿高圧線移築方契請決議についてを表決に付します。
原案通り要請決議することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので；本項は原案通り可決決定いたします。

議長～決議案第7号、米国工兵隊厅舎建設請致決議について
は質疑討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

議長～では決議案第7号、米国工兵隊厅舎建設請致決議についてを、表決に付します。
原案に賛成の方举手願います。

議長～賛成多数であります。よつて本項は原案通り可決決定いたします。

議長～暫休憩いたします。（午後4時13分）

議長～再開いたします。（午後4時14分）

議長～議会退出の監査委員の又吉正弘氏に挨拶をお願いいたします。

10番一言御挨拶を申し上げます。市長の推薦によりまして皆様方の御承認を得ました又吉でございます。監査委員としてその職責の重大さに責任を感じておるものでございます。市民を代表いたしまして、会計の監査業務、その他監査委員の権限に基づいて適確に行いたいと、そ

議長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

議長～では決議案第6号、1号線道路沿高压線移築方要請決議についてを表決に付します。
原案通り要請決議することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、本案は原案通り可決決定いたします。

議長～決議案第7号、米国工兵隊庁舎建設誘致決議については質疑討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

議長～では決議案第7号、米国工兵隊庁舎建設誘致決議についてを、表決に付します。
原案に賛成の方挙手願います。

議長～賛成多数であります。よつて本案は原案通り可決決定いたします。

議長～暫休憩いたします。(午後4時13分)

議長～再開いたします。(午後4時14分)

議長～議会選出の監査委員の又吉正弘氏に挨拶をお願いいたします。

10番一言御挨拶を申し上げます。市長の推薦によりまして皆様方の御承認を得ました又吉でございます。監査委員というその職責の重大さに責任を感じておるものでございます。市民を代表いたしまして、会計の監査事務、その他監査委員の権限に基づいて適確に行いたいと、そ

考えておりますれば、1つよろしくお願ひいたしたいと願っております。

議長～暫休憩いを申します。（午後4時25分）

議長～再開致します。（午後4時30分）

学識経験者から出されている所の山城さんに監査委員としての挨拶をお願い致します。

山城～前に10月～14～15日程前になりますけれども、市長さんがお見えになりました是非とも監査委員にというお話しがございましたけど、私今まで別にそう云つたような公職についたこともありませんし、それに自分の能力の限界も知つておりますので再三お断り申し上げましたが、是非にというお話しがございましたので金印全額をしほつてやれば何とか出来るんじやないかという気が致しましてお引受け致しましたでございます。結局私自身自身の欠点もよく知つておりますし、社交性にかけておると云うことものはつきり自分でよく知つております。それで或はうまくこう歩調を合せてやつていけないかも知れませんけど皆さんのお力でどうぞ一つ円滑な監査をやらせて貰りますようお願い申上げます。簡単ではあります、これで挨拶にかえさせて貰ります。

議長～以上をもちまして全日程が終る段であります、会期を閉じたいと思いますが御了承ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議ございませんので会期を切りります。それでは以上をもちまして本会議を閉じることに致します。
長い間慎重に御審議を下さいましてスムースに終つたことに對しまして感謝を申し上げます。ありがとうございました。

議長～* * * 会* * *（午後4時34分）

考えておりますれば、1つよろしくお願ひいたしたい
と思つております。

議 長～暫休憩いたしキス。（午後4時15分）

議 長～再開いたします。（午後4時16分）

議 長～再開致します。（午後4時30分）

学識経験者から選出されている所の山城さんに監査委員
としての挨拶をお願い致します。

山 城～前に10日～14～15日程前になりますけれども、市
長さんがお見えになりまして是非とも監査委員にという
お話しがございましたけど、私今まで別にそう云つたよ
うな公職についたこともありませんし、それに自分の体力
の限界も知つてありますので再三お断り申し上げました
が、是非にというお話しがございましたので全知全能
をしづつてやれば何とか出来るんじやないかという気が致
しましてお引受致した訳でございます。結局私自身自身
の欠点もよく知つておりますし、社交性にかけておると
云ふこともはつきり自分でよく知つております。それで或
はうまくこう歩調を合せてやつていけないかも知れ
ませんけど皆さんのお力でどうぞ一つ円満な監査をやら
れさせて頂きますようお願い申上げます。簡単ではありま
すが、これで挨拶にかえさせて頂きます。

議 長～以上をもちまして全日程が終る訳でありますが、会期を
閉じたいと思いますが御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議 長～御異議ございませんので会期を打切ります。それでは以上
をもちまして本会議を閉じることに致します。
長い間慎重に御審議を下さいましてスムースに終つたこ
とに対しまして感謝を申し上げます。ありがとうございました。

議 長～＊＊閉 会＊＊（午後4時34分

上記△議録の次第は、書記が記載したものであるが、その内容
の正確であることを証するためここに署名する。

1965年11月8日

官野清市議会議長

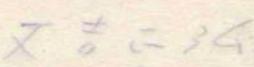
議事録署名議員 又吉二郎

議事録署名議員 仲村盛光

上記全議録の次第は、書記が記載したものであるが、その内容
の正確であることを証するためここに署名する。

1965年//月//日

官野清市議会議長

議事録署名議員 

議事録署名議員 